

遠軽町議会傍聴規則（抜粋）新旧対照表

現行	改正
(傍聴の手続) 第3条 会議を傍聴しようとする者は、<u>所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付票（別記様式）に記入しなければならない。</u> (傍聴券) 第4条 議長は、必要があると認めるときは、<u>前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。</u> 2 <u>傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。</u> 3 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。</u> 4 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。</u> 5 <u>傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。</u> 6 <u>傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</u> 7 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</u> (傍聴人の定員) 第5条 傍聴人の定員は、51人とする。 2 <u>傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことがある。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。</u> (議場への入場禁止) 第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。 (傍聴席に入ることができない者) 第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。	(傍聴の手続) 第3条 会議を傍聴しようとする者は、<u>所定の場所で傍聴人受付票に記入しなければならない。</u> (傍聴人の定員) 第4条 傍聴人の定員は、51人とする。<u>ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。</u> (議場への入場禁止) 第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。 (傍聴席に入ることができない者) 第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 示威のための旗等を持っている者
- (4) 前各号に定める者のほか、議長が議場の秩序維持のため必要であると認めた者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等の行為により会議を妨害しないこと。
- (2) 飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (3) その他議長の指示に従うこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) パーソナルコンピュータ、携帯電話及びポケットベルは、電源を切り、使用しないこと。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(撮影等)

第8条 議長は、傍聴人による撮影、録音等（以下「撮影等」という。）が議事の進行の妨げとなっている、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼしていると認めたときは、撮影等の方法の変更を求めることができ、傍聴人がこれに従わないときは、撮影等を禁止することができる。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。